

北海道告示第10546号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により市町村から聴取した意見の概要は、次のとおりである。

平成31年4月18日

北海道知事 高橋 はるみ

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

Aruku-zaka Street

北海道虻田郡倶知安町字山田166番1

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

特定目的会社MHL ARK Development 取締役 レンイ・アン

東京都千代田区丸の内3丁目1番1号 東京共同会計事務所内

3 市町村から聴取した意見の概要

〔駐車需要の充足等周辺住民の利便、業務の利便の確保に係る事項〕

（駐車需要の充足等交通に係る事項、歩行者の通行の利便の確保等）

(1) 出入口①付近の車列について

事業者が示した「交通対策に関する検討」によると、出入口①が面する道道蘭越ニセコ倶知安線における現場付近のピーク時交通量予測台数（1時間当）は、東から（市街地方面から）が243台、西から（ニセコ町方面から）が337台とされており、この数値に基づき入出庫の際の待ち行列は発生せず、来客自動車が滞留することはないとの検討結果が出ている。

しかしながら、本町が平成30年度委託事業の結果得たピーク時交通量（1時間当）によると、1月26日（土）調査において、東から（市街地方面から）が883台、西から（ニセコ町方面から）が837台、2月3日（日）調査において、東から（市街地方面から）が720台、西から（ニセコ町方面から）が671台という結果が出ている。

従って、ハイシーズンにおける交通量は、事業者が示した交通量を大きく上回る事が予想される。

これにより、出入口①における左折入庫の際、車速が限りなく0に近くなる事による入庫待ちの車列が発生し、来客自動車のみならず、ニセコ町方面へ向かう自動車の滞留が発生、その滞留が出入口①近くに位置する道道蘭越ニセコ倶知安線とひらふ坂・ようてい坂が交差する交差点にまで及ぶ懸念がある。

以上の事から、事業者が示した「交通対策に関する検討」の数値については、同エリアにおける現状の交通状況を適切に反映しているのかという点及びこの数値に基づいた検討結果についてその実効性について疑念が残る事から、これらの点についての再検討及び対応策について求める。

(2) 誘導員の配置及び出入口②における安全対策措置について

道道蘭越ニセコ倶知安線に面する出入口①については、当該施設へのメインの入口となりピーク時においては、相当数の車両の出入りが想定される事から、歩行者の安全確保及び駐車場へのスムーズな誘導による道道蘭越ニセコ倶知安線における車列の軽減という観点から、誘導員の配置を求める。

また、ようてい坂へとつながる出入口②についても、比較的鋭角な出入庫となる事及び特に冬期間において、周辺の宿泊施設、飲食施設利用者を中心に歩行者が相当数にのぼる事から、同様に誘導員の配置を求めると共に当該場所における一層の安全確保の為、車両、歩行者視認用のミラー設置等の安全対策を求める。

(3) ようてい坂歩行者の当該施設内の利用について

出入口②が面するようてい坂については、特に冬期間において、周辺の宿泊施設、飲食施設利用者を中心に車両・歩行者ともに相当数にのぼる事から、狭隘な交通状況となっている。

道道ニセコ蘭越ニセコ倶知安線に面する出入口①については、事業者側の説明によると右

折による出庫をさせないという事であり、ひらふ坂方面及び市街地方面へ向かう車両は出入口②を利用する事となる。

また、乗用車以上の大きさの車両については、出入口①における左折時に出入口の幅員の関係上、支障を伴う事が想定される事から、出入口②から進入する事になるとの事である。

このような状況から、ようてい坂においては、これまでよりも一層狭隘化が進んだ交通状況となる事が予想される。

歩行者の安全確保の観点から、当該施設利用者のみならず、ようてい坂歩行者が当該施設内を通り、道道ニセコ蘭越倶知安線へ出る事が出来るようその利用について求める。

4 意見の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道後志総合振興局産業振興部商工労働観光課

(2) 縦覧期間

平成31年4月18日（木）から平成31年5月20日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(3) 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで